

特例制度の概要（太陽光発電設備の場合）

取得時期	平成24年5月29日から平成28年3月31日	平成28年4月1日から平成30年3月31日	平成30年4月1日から令和2年3月31日	令和2年4月1日から令和6年3月31日	令和6年4月1日から令和8年3月31日
特例対象資産	固定価格買取制度の認定を受けた再生エネルギー発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した設備（固定価格買取制度における認定を受けていない太陽光発電設備）		FIT・FIP認定外（自家消費型補助金の交付を受け取得した設備（※1））	FIT・FIP認定外（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（1,000kW未満）または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って所得した一定の設備（※2））
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分				
特例割合	3分の2		・発電電力が1000kW未満→3分の2 ・発電電力が1000kW以上→4分の3		
添付書類	・「設備認定通知書」または「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について」（経済産業省発行） ・電気事業者と締結している「特定誓約書」または「電力受給契約に関するお知らせ」	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書		（※1）自家消費型補助金を受けたことがわかるものの写し	（※2）いずれかの補助金を受けたことがわかるものの写し
根拠法令	旧法附則第15条第33項	旧法附則第15条第32項第1号イ	旧法附則第15条第33項第1号イ 旧法附則第15条第33項第2号イ	法附則第15条第25項第1号イ 法附則第15条第25項第3号イ	法附則第15条第25項第1号イ 法附則第15条第25項第3号イ

※1 環境省予算「再生可能エネルギー事業者支援事業費」（令和2年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の第6号事業、令和3年度以降はソーラーカーポートの導入を行う事業）が該当。

※2 以下1～3のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）

1. 二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
2. 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
3. 株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資